

公害対策・環境保全委員会規則

(昭和四十四年四月十九日規則第二十三号)

改正 昭和四十六年 四月一七日

同 五一年 六月一九日

同 五二年 七月一六日

同 五六年 二月二一日

同 六〇年 七月一九日

平成 二年 二月一六日

令和 五年 六月二二日

第一条 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会（以下委員会という。）は、百名以内の委員をもつて組織する。

2 委員の任期は二年とし、毎年半数を改選する。但し再任を妨げない。

3 任期の始期は、選任された年の六月一日とする。

第二条 委員会に、委員長一名、副委員長九名以内をおく。

第三条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長があらかじめ委員長の定める順序により委員長の

- 1 -

職務を行う。

第四条 委員会は、委員長が招集する。

第五条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第六条 委員会は、人権擁護の見地から左に掲げる職務を行う。

一 公害の予防、排除並びに被害者の救済等公害対策に関する研究、調査

二 環境保全に関する研究、調査

三 前各号に基き具体的方策の立案、意見の発表、関係者への提言、要望その他適当な措置をとること

第七条 委員会は、委員に常時、公害対策及び環境保全に關し、調査研究及び情報の収集をさせることができる。

第八条 委員会は、公害対策及び環境保全に関する研究、調査及び情報の収集を、各弁護士会連合会又は各弁護士会の関係委員会と連携して行い、或いは専門的知識を有する弁護士に委嘱してその協力を求めることができる。

第九条 委員会及び委員は、事案の調査にあつては秘密を保ち、関係者の名誉を損ずることのないように注意しなければならない。

第十条 委員会は、関係者に対し適当な措置をとるときは、

- 2 -

あらかじめ、関係者に説明又は資料の提出を求めなければならぬ。

第十一条 委員会は、関係者に対して、意見の発表、要望その他適当な措置をとるときには、あらかじめ日本弁護士連合会（以下連合会という。）の承認を得なければならぬ。但し、緊急を要するときは、委員長は会長と協議して、その処置を行うことができる。

第十二条 委員会の議事は、公開しない。

第十三条 委員会の議事については、議事録を作り、連合会に保存するものとする。

第十四条 委員長、委員、第八条に基き委嘱された弁護士及び連合会の職員は、委員会の所掌事項に関してその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

附 則

この規則は、昭和四十四年五月一日から施行する。

附 則（昭和四十六年四月一七日第一条改正）

この規則は、昭和四十六年四月十七日から施行する。

附 則（昭和五十一年六月一九日第二条改正）

この規則は、昭和五十一年六月十九日から施行する。

附 則（昭和五十二年七月一六日第二条改正）

この規則は、昭和五十二年七月十六日から施行する。

附 則（昭和五十六年二月二日改正）

1 第一条第二項及び同条第三項の改正規定は、昭和五十六年五月一日から施行する。

2 この改正規定によつて、昭和五十六年中に選任される委員の任期は、第一条第二項の規定に拘らず、委員の半数を昭和五十七年四月三十日までとし、他の半数を昭和五十八年四月三十日までとする。

3 昭和五十四年及び昭和五十五年中に選任された委員の任期は、この改正規定の施行日の前日までとする。

附 則（昭和六〇年七月一九日改正）

題名、第一条第一項、第六条、第七条、第八条及び第十四条の改正規定は、昭和六十年七月十九日から施行する。

附 則（平成二年二月一六日第一条第三項改正）

1 第一条第三項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 第一条第三項の改正規定は、その施行前に選任された委員には適用しない。

3 第一条第三項の改正規定の施行前に選任された委員の任期満了に伴う改選により選任された委員の任期は、会長が選任の通知を發した日から、その後一年を過ぎた後

に最初に到来する五月三十一日までとする。

附 則 (令和五年六月二二日規則第二〇二号

各種委員会の議事録の署名押印の取扱い変

更に伴う規則の整備に関する規則 第一三

条改正)

この規則は、令和五年六月二十二日から施行する。